

別紙様式第 16 号の 19 (第 211 条の 36 第 4 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年度中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

印

年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第 1 中間事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 子会社等の状況

第 2 中間連結財務諸表

- 1 中間連結財務諸表の作成方針
- 2 中間連結貸借対照表
- 3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書
- 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書
- 5 中間連結株主資本等変動計算書
- 6 中間連結基金等変動計算書

(記載上の注意)

- 1 特定少額短期保険業者が中間連結業務報告書を作成する場合には、「株式の状況」を「出資の状況」に、「親会社」を「設立母体」に、「株主総会」を「総会」に、用語等を適宜改めて記載すること。
- 2 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。法第 272 条の 2 第 1 項の登録申請書又は法第 272 条の 7 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。
- 3 少額短期保険業者及び子会社等 (保険業法第 272 条の 16 第 3 項に規定する子会社等をいう。以下同じ。) の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 4 この様式中、「第 2 の 2 中間連結貸借対照表」、「第 2 の 3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第 2 の 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第

2の5 中間連結株主資本等変動計算書」及び「第2の6 中間連結基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」の次に一括して記載することができる。

5 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下5において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあつては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第1 中間事業概況書

年度中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間事業概況書

1 事業の概要

（記載上の注意）

少額短期保険業者及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

	前 期 末	当中間会計期間末	増 減 (△)
子 会 社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合 計			

（記載上の注意）

1 「子会社」とは保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同条第4項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 子会社等に該当するものはすべて記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(2)において同じ。

(2) 子会社等の概況

会社名	主たる営業所 又は事務所の 所在地	承認年 月日	資本金又 は出資金	事業の内容	その他

			百万円		
--	--	--	-----	--	--

(記載上の注意)

- 1 承認年月日欄は、保険業法第 272 条の 14 第 2 項の規定に基づく金融庁長官の承認年月日を記載すること。
- 2 前期末に別紙様式第 16 号の 20 を作成して提出した少額短期保険業者にあつては、上記の項目について、当中間会計期間中に異動があつた子会社等のみを記載することができる。この場合には、異動事項、異動事由その他参考となるべき事項を「その他」欄に記載すること。

第 2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

(記載上の注意)

少額短期保険業者及びその子会社等について作成する中間連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の当中間会計期間末日等に関する事項

2 中間連結貸借対照表

年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
有価証券		支払備金	
有形固定資産		責任準備金	
無形固定資産		代理店借	
代理店貸		再保険借	
再保険貸		短期社債	
貸付金		社債	
その他資産		新株予約権付社債	
退職給付に係る資産		その他負債	
繰延税金資産		退職給付に係る負債	
		役員退職慰労引当金	
		価格変動準備金	
		繰延税金負債	
		負債の部 合計	

		(純資産の部)	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		退職給付に係る調整累計額	
		その他の包括利益累計額合計	
		新株予約権	
		非支配株主持分	
		純資産の部 合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 有形固定資産の減価償却の方法
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法
- ④ 価格変動準備金の計上方法

- ⑤ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - ⑥ 子会社等が採用した会計方針のうち少額短期保険業者と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。
- (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 11 条の 2 から第 11 条の 7 までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに 1 株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項
- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです。）
- (6) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (7) 契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (8) 関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額
- (9) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは同法第 165 条第 6 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額
- (10) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (11) 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項
- ① 1 株当たりの純資産額（銭単位）
 - ② 株式会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して 1 株当たりの純資産額を算定している旨
- (12) 中間連結会計期間の末日後、連結会社及び持分法が適用される非連結の子会社等の当中間連結会計期間が属する連結会計年度（当中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該少額短期保険業者の中間会計期間の末日と異なる日をその中間会計期間の末日とする子会社等については、当該子会社等の中間会計期間の末日後に発生した場合における当該事象とする。）
- (13) 以上の他、少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2 保険業法第 272 条の 18 において準用する同法 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その金額を記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 4 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類 of 資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
 - (2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
有価証券		支払備金	
有形固定資産		責任準備金	
無形固定資産		代理店借	
代理店貸		再保険借	
再保険貸		短期社債	
貸付金		社債	
その他資産		その他負債	
退職給付に係る資産		退職給付に係る負債	
繰延税金資産		役員退職慰労引当金	
		価格変動準備金	
		繰延税金負債	
		負債の部 合計	
		(純資産の部)	
		基金	
		基金申込証拠金	
		基金償却積立金	
		基金償却積立金減少差益	
		連結剰余金	
		基金等合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	

		土地再評価差額金 退職給付に係る調整累計額 その他の包括利益累計額合計 非支配株主持分 純資産の部 合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 有形固定資産の減価償却の方法
 - ③ 退職給付に係る会計処理の方法
 - ④ 価格変動準備金の計上方法
 - ⑤ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - ⑥ 子会社等が採用した会計方針のうちに当該少額短期保険業者と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。
 - (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 11 条の 2 から第 11 条の 7 までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに 1 株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項
 - (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載すること

で足りる。)

- (6) 保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額
 - (7) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに類する債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
 - (8) 社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額
 - (9) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
 - (10) 中間連結会計期間の末日後、連結会社及び持分法が適用される非連結の子会社等の当中間連結会計期間が属する連結会計年度（当中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該少額短期保険業者の中間会計期間の末日と異なる日をその中間会計期間の末日とする子会社等については、当該子会社等の中間会計期間の末日後に発生した場合における当該事象とする。）
- 2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類 of 資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。
- 4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間連結損益計算書
及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

- (1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
経常収益	

保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 その他経常収益	
経常費用 保険金等支払金 保険金等 解約返戻金等 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 資産運用費用 事業費 その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 中間純利益（又は中間純損失） 非支配株主に帰属する中間純利益 （又は非支配株主に帰属する中間純損失） 親会社株主に帰属する中間純利益 （又は親会社株主に帰属する中間純損失）	

（記載上の注意）

- 1 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 1株当たり情報に関する次に掲げる事項

- ① 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）
- ② 株式会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨
- (3) 以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- (2) 少額短期保険株式会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
中間純利益（又は中間純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
中間包括利益	
親会社株主に係る中間包括利益	
非支配株主に係る中間包括利益	

(記載上の注意)

- 1 中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の包括利益の状態を明ら

かにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(3) 少額短期保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
経常収益 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 その他経常収益	
経常費用 保険金等支払金 保険金等 解約返戻金等 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 資産運用費用 事業費 その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等	

法人税等調整額 法人税等合計 中間純利益（又は中間純損失） 親会社株主に帰属する中間純利益 （又は親会社株主に帰属する中間純損失） 非支配株主に帰属する中間純利益 （又は非支配株主に帰属する中間純損失）	
その他の包括利益 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整額 持分法適用会社に対する持分相当額 中間包括利益 親会社株主に係る中間包括利益 非支配株主に係る中間包括利益	

（記載上の注意）

- 1 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 1株当たり情報に関する次に掲げる事項
 - ① 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（銭単位）
 - ② 株式会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨
 - (3) 以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 3 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、その様式に掲げる科目を細分し又は

この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
 5 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(4) 少額短期保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
経常収益 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 その他経常収益	
経常費用 保険金等支払金 保険金等 解約返戻金等 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 資産運用費用 事業費 その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純剰余（又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 中間純剰余（又は中間純損失） 非支配株主に帰属する中間純剰余	

(又は非支配株主に帰属する中間純損失)	
親会社株主に帰属する中間純剰余	
(又は親会社に帰属する中間純損失)	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
 - 2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- (5) 少額短期保険相互会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
中間純剰余（又は中間純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
中間包括利益	
親会社に係る中間包括利益	
非支配株主に係る中間包括利益	

(記載上の注意)

- 1 中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(6) 少額短期保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
経常収益 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 その他経常収益	
経常費用 保険金等支払金 保険金等 解約返戻金等 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 資産運用費用 事業費 その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純剰余（又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 中間純剰余（又は中間純損失） 親会社に帰属する中間純剰余	

(又は親会社に帰属する中間純損失) 非支配株主に帰属する中間純剰余 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)	
その他の包括利益 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整額 持分法適用会社に対する持分相当額 中間包括利益 親会社に係る中間包括利益 非支配株主に係る中間包括利益	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものはこの限りでない。
 - (1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
 - 2 中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
 - 3 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
 - 5 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で表示することができる。
- 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

年度中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(直接法により表示する場合)

(単位：千円)

科 目	金 額
<p>営業活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>保険料の収入</p> <p>再保険による収入</p> <p>保険金等支払による支出</p> <p>解約返戻金等支払による支出</p> <p>再保険料支払による支出</p> <p>事業費の支出</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額</p> <p>利息の支払額</p> <p>契約者配当金の支払額</p> <p>その他</p> <p>法人税等の支払額</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増減額（△は増加）</p> <p>有価証券の取得による支出</p> <p>有価証券の売却・償還による収入</p> <p>連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出</p> <p>連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入</p> <p>保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出</p> <p>その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入</p> <p>借入金の返済による支出</p> <p>社債の発行による収入</p> <p>社債の償還による支出</p> <p>株式の発行による収入</p> <p>自己株式の取得による支出</p> <p>配当金の支払額</p> <p>その他</p>	

財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間末残高	

（記載上の注意）

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。
- 3 「事業費の支出」は、「現金主義に基づく事業費の支出の合計金額」から、投資活動によるキャッシュ・フローの「保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出」を控除した金額である。
- 4 相互会社にあつては、「契約者配当金の支払額」、「株式の発行による収入」、「自己株式の取得による支出」及び「配当金の支払額」を、それぞれ「社員配当金の支払額」、「基金の募集による収入」、「基金の償却による支出」及び「基金利息の支払額」に改めて記載すること。

（間接法により表示する場合）

（単位：千円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益（△は損失）	
減価償却費	
保険業法第 113 条繰延資産償却費	
支払備金の増加額（△は減少）	
責任準備金の増加額（△は減少）	
契約者配当準備金繰入額	
退職給付に係る負債の増加額（△は減少）	
役員退職慰労引当金の増加額（△は減少）	
価格変動準備金の増加額（△は減少）	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益（△は益）	
支払利息	

<p> 為替差損益（△は益） 有形固定資産関係損益（△は益） 代理店貸の増加額（△は増加） 再保険貸の増加額（△は増加） その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額 （△は増加） 代理店借の増加額（△は減少） 再保険借の増加額（△は減少） その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額 （△は減少） その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー </p>	
<p> 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得 による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却 による収入 保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー </p>	
<p> 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 </p>	

配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間連結会計期間末残高	

（記載上の注意）

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。
- 3 相互会社にあつては、「税金等調整前中間純利益」、「契約者配当金の支払額」、「株式の発行による収入」、「自己株式の取得による支出」及び「配当金の支払額」を、それぞれ「税金等調整前中間純剰余」、「社員配当金の支払額」、「基金の募集による収入」、「基金の償却による支出」及び「基金利息の支払額」に改めて記載し、「契約者配当準備金繰入額」については記載を要しない。

変動額（純額）														
当中間期変動額	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
合計														
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。
- 7 遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。
- 6 中間連結基金等変動計算書

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 中間連結基金等変動計算書

(単位：千円)

	基金等	その他の包括利益累計額	非支配	純資産
--	-----	-------------	-----	-----

高																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 基金等以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。